

令和5年度 市民税・県民税申告書の手引き

兼国民健康保険税申告書

申告期限は3月15日です

本 巢 市

この申告は、あなたの市民税・県民税の課税資料、所得証明書などの資料となるものです。下記を参考とし、申告が必要な場合は必ず提出してください。

なお、令和5年2月16日(木)から3月15日(水)まで、市内申告会場において「市民税・県民税の申告相談」を実施しますのでご利用ください。

市民税・県民税の申告書には、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。それに伴う本人確認も必要となりますので、提出の際は申告者本人のマイナンバーカード、もしくはマイナンバーが確認できる書類(住民票の記載事項と一致している通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写し)と身元確認書類(運転免許証、健康保険証等)を持参してください。

申告しなければならない人

令和5年1月1日現在、本巢市に居住し下記に該当する人

- 令和4年中(令和4年1月1日～令和4年12月31日)に所得があった人
- 給与所得者で
 - 勤務先から給与支払報告書が提出されなかった人(日雇、パートなどで働いている人を含む)
 - 給与所得以外の所得(営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡など)があった人
(注) 所得税では通常、給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税については申告しなければなりません
 - 雑損控除や医療費控除または寄附金税額控除などの各種控除を受けようとする人
- 公的年金等所得者で、確定申告義務がない人(公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人)のうち、公的年金等の源泉徴収票にある控除以外の諸控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)を受けようとする人

申告しなくてもよい人

- 令和4年分の所得税の確定申告書を提出した人(または提出する予定の人)
- 令和4年中の所得が給与所得のみで、勤務先から本巢市に給与支払報告書が提出されている人

国民健康保険税の申告が必要な人

- 令和4年中に所得がなかった人も、申告書裏面の『通信欄』に状況などを記入して提出してください
- この申告書は、国民健康保険税の課税資料(軽減措置の対象)にもなりますので、該当する人は必ず申告してください

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書(申告会場に設置しています)
- マイナンバーの番号確認(マイナンバーカードなど)、身元確認書類(運転免許証など)
- 令和4年中の所得のわかるもの(給与や年金所得者は源泉徴収票、事業所得者は収入金額及び必要経費を記録した書類)
- 所得控除及び税額控除に必要な各種領収書または証明書等(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、医療費控除の明細書、生命保険料、地震保険料、寄附金などで前年中に支払った金額がわかるもの)

提出・お問い合わせ先

市民税・県民税に関すること 〒501-1292 本巢市文殊324番地 本巢市役所本庁舎税務課 ☎0581-34-5022(直通)

国民健康保険税に関すること 〒501-0494 本巢市下真桑1000番地 本巢市役所真正分庁舎市民課 ☎058-323-7750(直通)

●所得金額調整控除

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、アからウのいずれかに該当する場合には、次の算式に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます
 (給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%
 (ア) 本人が特別障害者
 (イ) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
 (ウ) 23歳未満の扶養親族を有する
- (2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、次の算式に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます
 給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円
- ※ (1)と(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します

●生命保険料控除【控除の計算】

生命保険料控除額 … 一般分(A)、介護医療分(B)、個人年金分(C)の各保険料の計を下の表に当てはめて計算した金額の合計額	
旧契約	A・Cそれぞれの合計金額(円) 控除額(円)
	～ 15,000 支払った保険料の全額
	15,001 ～ 40,000 (A又はC) × 0.5 + 7,500
	40,001 ～ 70,000 (A又はC) × 0.25 + 17,500
	70,001 ～ 35,000
	(※控除限度額Aの控除額+Cの控除額=70,000円)
新契約	A～Cそれぞれの合計金額(円) 控除額(円)
	～ 12,000 支払った保険料の全額
	12,001 ～ 32,000 (A、B又はC) × 0.5 + 6,000
	32,001 ～ 56,000 (A、B又はC) × 0.25 + 14,000
	56,001 ～ 28,000
	(※控除限度額Aの控除額+Bの控除額+Cの控除額=70,000円)

新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合の適用限度額は、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除について、それぞれ28,000円が上限

●地震保険料控除【控除の計算】

地震保険料控除額 … 地震分、旧長期損害保険料の計を下の表に当てはめて計算した金額の合計額			
	支払金額	控除額	控除額
	～ 50,000円	支払金額の1/2	～ 5,000円
地震保険料	50,001円～	25,000円	支払った保険料の全額
		旧長期損害保険料	5,001円～ 15,000円
			支払金額の1/2 + 2,500円
			15,001円～ 10,000円

地震保険料、旧長期損害保険料の両方の控除額がある場合は、25,000円が上限

●配当控除【税額控除の計算】

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
証券投資	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●寄附金税額控除【税額控除の計算】

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%が上限)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円 ～ 1,950,000円	84.895%
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.79%
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.58%
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517%
9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307%
18,000,001円 ～ 40,000,000円	49.16%
40,000,001円 ～ 円	44.055%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

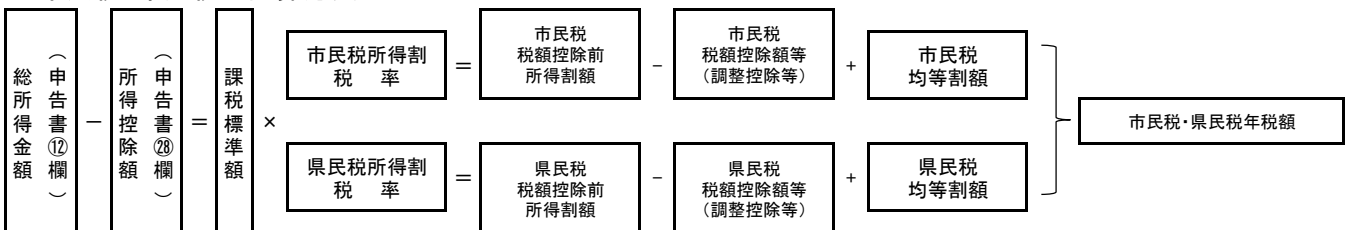
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は3/5、県民税は2/5に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

●調整控除【税額控除の計算】

合計課税所得金額	控除される金額	
200万円以下の金額	①個人住民税と所得税の人的控除の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額	①と②のいずれか小さい額の5%
200万円を超える金額	①個人住民税と所得税の人的控除の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額	①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%

※合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者には適用なし
 ※5%の内訳は、市民税3%、県民税2%

●市民税・県民税の計算方法



●均等割及び総合課税に係る所得割の税率

区分	市民税	県民税
均等割	3,500円	2,500円
所得割	6%	4%

- ※ 市民税均等割額及び県民税均等割額のうちそれぞれ500円は、東日本大震災に伴う復興に関し、緊急防災・減災対策の為に負担していただくものです
 ※ 県民税均等割額は、「清流の国ぎふ森林・環境税」1,000円を含んでいます
 ※ 譲渡(分離)所得分の税率等については、税務課へお問い合わせください

●市民税・県民税の均等割、所得割の非課税基準額

市民税・県民税は、均等割・所得割それぞれに非課税限度額が設けられています
 均等割は前年の合計所得金額、所得割は前年の総所得金額等が限度額以下であればそれぞれ非課税となります

	同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合	同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合
均等割の非課税限度額(所得)	38万円	28万円 × (扶養人数+1) + 10万円 + 16,8万円
所得割の非課税限度額(所得)	45万円	35万円 × (扶養人数+1) + 10万円 + 32万円

また、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、合計所得金額が135万円以下の人は、市民税・県民税が非課税となります
 ※未成年者は令和5年度課税から賦課期日現在で18歳未満の人となります